

朝倉市農業集落排水事業特別会計経営戦略

団 体 名	朝倉市
事 業 名	農業集落排水事業 小規模集落排水事業
策 定 日	平成 29 年 3 月 (作成基準日:平成28年6月1日)
計 画 期 間	平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	農業集落排水事業:平成10年度 (供用開始後18年) 小規模集落排水事業:平成16年度 (供用開始後12年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	地方公営企業法非適用 (平成29年4月1日より地方公営 企業法全部適用予定)
処理区域内人口密度	農業集落排水事業:23.9人/ha 小規模集落排水事業:38.0人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	7処理区(安川処理区、蜷城処理区、大福処理区、上寺処理区、朝倉処理区、宮野処理区、中島処理区)		
処 理 場 数	7処理場(安川浄化センター、蜷城浄化センター、大福浄化センター、上寺浄化センター、朝倉浄化センター、宮野浄化センター、中島浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当事項はありません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭使用料は、基本使用料を別とした完全従量制を採用しています。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料と同じ料金体系を採用し、業務用専用の使用料体系は採用していません。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当事項はありません。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,200 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,290 円
	平成26年度	4,320 円		平成26年度	4,493 円
	平成27年度	4,320 円		平成27年度	4,478 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	17名								
事業運営組織	<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">下水道課</td> <td rowspan="3">}</td> <td>下水道係</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>生活排水係</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>庶務係</td> <td>7人</td> </tr> </table>	下水道課	}	下水道係	6人	生活排水係	3人	庶務係	7人
下水道課	}			下水道係	6人				
				生活排水係	3人				
		庶務係	7人						

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	朝倉市農業集落排水事業特別会計においては、人件費の削減、民間のノウハウ活用による業務の効率化と安定化等を目的とし、窓口業務及び処理場の維持管理業務について、民間委託を行っています。
	イ 指定管理者制度	該当事項はありません。
	ウ PPP・PFI	該当事項はありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当事項はありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当事項はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析：別紙のとおり

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

2. 経営の基本方針

朝倉市は「新しいふるさととして定住をうながすまちづくり」を目指し、市民がいつまでも安心して暮らせる快適で安全・安心な生活の確保を図るため、朝倉市農業集落排水事業特別会計において農業集落排水事業及び小規模集落排水処理事業による維持管理を行っています。近年は日本全体が少子高齢化や人口減少の時代に直面し、特に小規模な汚水処理事業においては使用料収入の確保や汚水処理施設の更新、また財政状況の改善が喫緊の課題となっています。このような状況のなか、市は住民のニーズや地理的特性を踏まえ、柔軟かつ計画的な経営への取り組みを進めていかなければなりません。

朝倉市農業集落排水事業特別会計は、汚水処理施設の適切な維持管理を通じた細やかな下水道サービスの実現と、持続可能な社会インフラ形成に向けた財政基盤の強化との両立を経営の基本的方針とします。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たったの説明

① 収支計画のうち投資についての説明

農業集落排水事業特別会計にて経営を行っている農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に関しては既に初期の投資的事業を完了しています。

しかし、近年は平成10年6月より稼働している大福浄化センターをはじめとした各汚水処理施設の老朽化による維持補修費の増加が問題視されており、この問題の解決が喫緊の課題となっています。そこで農業集落排水事業において、日常生活や経済活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し、また限られた財源の中で機能保全対策に係るコストの低減と計画的かつ効率的な予算措置により支出を抑制し経済状況を改善するための投資として「ストックマネジメント」にかかる事業費を計上しています。平成25年度には既存施設の劣化状況等を調べる機能診断調査を実施し、平成27年度までに施設機能を保全するために必要な対策工法等を定めた最適整備構想を策定しました。平成28年度以降は、最適整備構想に基づく各浄化センターの機械・電気設備の更新工事(本年度から3年間で4処理場が対象、事業費約6千4百万円)を予定しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

投資に対する財源は、事業量に応じて主に国庫補助金、県補助金、地方債の発行、受益者負担金によって確保します。

国庫補助金については「農業農村整備事業補助金」を活用し、これに合わせて長期の下水道事業債を中心とした地方債の発行を行います。地方債の発行に関しては償還における単年度の負担軽減及び、世代間の公平を確保するため、可能な限り長期での発行を予定しています。

さらに、集合処理への新規加入による受益者分担金の充当を予定しており、財源として期待できる金額については毎年多少の増減があるものと思われませんが、過去の実績に基づく一定の収入を見込んでいます。

また、投資に関するお不足する財源に関しては市一般会計からの繰入金による補填を予定しています。この繰入金には総務省が定める経費の負担区分に基づき一般会計が負担すべきとされているものを含みますが、それ以外のものについても早急な施設整備のためにやむを得ない繰入れとして予定しています。

維持的経費に対する財源の中心となる下水道使用料については、過去の実績をもとに一定の収入を見込んでいます。

使用料収入を充当してもなお不足する部分については市一般会計からの繰入金を充当する予定としており、投資と同じく総務省が定める経費の負担区分に基づき一般会計が負担すべきとされているものを含みますが、それ以外のものについてはストックマネジメント事業による修繕費等の削減効果により、通減する見込みです。

なお、短期の借入や資本費平準化債等の発行は、現在のところ予定していません。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業は初期の整備事業を完了してから一定以上の年数が経過しており、経年劣化による修繕費の増加等を原因とする維持的経費の通増が懸念されます。しかし、農業集落排水事業において、平成25年度よりストックマネジメントによる更新事業を実施しており、突発的な修繕や緊急時対応の手数料等の費用縮減が期待されるため、これは通減する見込みとしています。

また、維持的業務に従事する人員数は農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業において1名を見込んでいますが、これは窓口業務や施設維持管理業務の民間委託により一定の人員が削減された結果を反映しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	最適化の事項として、処理場の統合の検討を行う必要があります。処理場に掛かる維持経費の縮減が見込まれますが、経済面や地理面、地域面、実施可能時期等を総合的な判断が必要のため、慎重に検討を行います。
投資の平準化に関する事項	現在農業集落排水事業において実施中である、ストックマネジメント事業について、平成31年度以後の実施内容、時期の検討を行っております。計画的投資による更新工事を継続することにより、更新投資が平準化されます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当事項はありません。
その他の取組	平成29年4月より、地方公営企業法の適用を予定しています。複式簿記に基づく資産の正確な把握が容易になるとともに、各資産の耐用年数に応じた更新需要の試算が可能となります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業の処理区域は人口の減少も顕著であり、事業を継続的に運営するためには随時の見直しが必要となります。しかし一方で定住促進等の市の政策や近隣市町村における料金水準との兼ね合いから、実際に見直しを行うか否かは慎重な判断を必要とします。
資産活用による収入増加の取組について	該当事項はありません。
その他の取組	該当事項はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、朝倉市の下水道は下水道所管部局単体での組織運営を行っていますが、将来的に上水道所管部局との統合が検討されています。統合が実施された場合、現在民間委託を行っている窓口業務の範囲拡充を検討します。
職員給与費に関する事項	前述のとおり、上水道所管部局との統合が実施された場合、現在民間委託を行っている窓口業務の範囲拡充と共に、事業に対する従事職員数の見直しを検討します。
動力費に関する事項	今後の動力費の推移によって、各処理場、マンホールポンプ場における、契約中の電気料金プランの見直しや、電力自由化を受けての電力供給入札等の実施検討を行います。
薬品費に関する事項	該当事項はありません。
修繕費に関する事項	現在農業集落排水事業において実施中である、ストックマネジメント事業について、平成31年度以後の実施内容、時期の検討を行っております。その事業効果に併せ、以後の修繕費見込の見直しを検討します。
委託費に関する事項	現在、朝倉市の下水道は下水道所管部局単体での組織運営を行っていますが、将来的に上水道所管部局との統合が検討されています。統合が実施された場合、現在民間委託を行っている窓口業務の範囲拡充を検討します。検討にあたっては委託費用対効果が最大限となるよう、委託範囲を精査します。
その他の取組	該当事項はありません。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本戦略のような長期の計画においては、計画値と実績値の比較によるモニタリング作業が不可欠です。そこで、基礎資料である投資・財政計画については毎年度、決算値の確定による修正を行うこととし、経営戦略全体については記載事項に関する変更事由が生じた都度、または最長5年毎の事後検証・見直しを行い、公表します。
---------------------	---

経営比較分析表

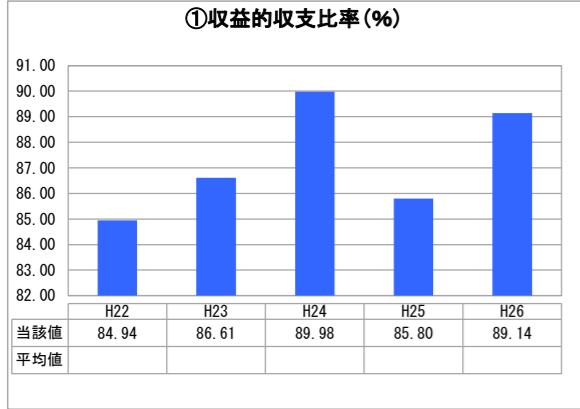
福岡県 朝倉市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	13.17	59.62	4,320

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
56,115	246.71	227.45
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
7,340	3.00	2,446.67

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[]	平成26年度全国平均

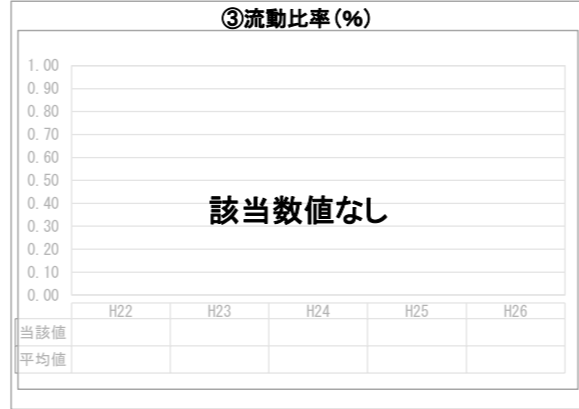
1. 経営の健全性・効率性



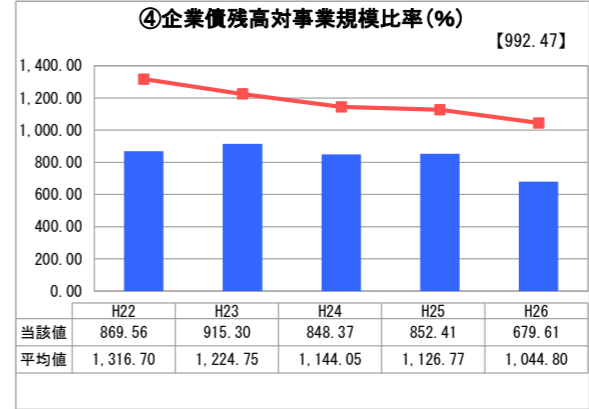
「単年度の収支」



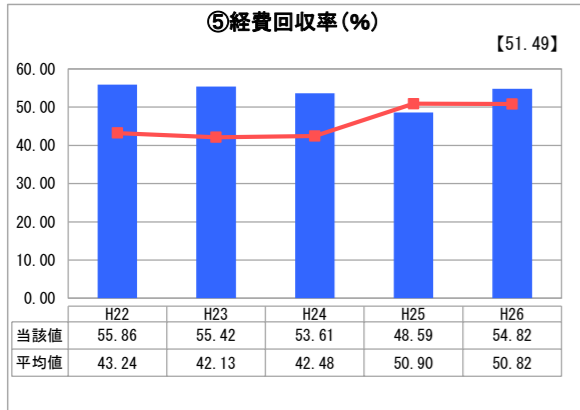
「累積欠損」



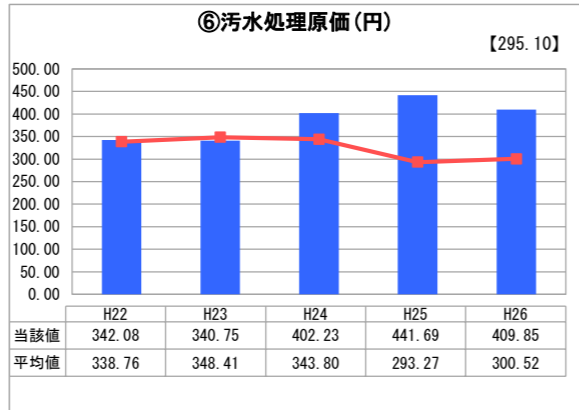
「支払能力」



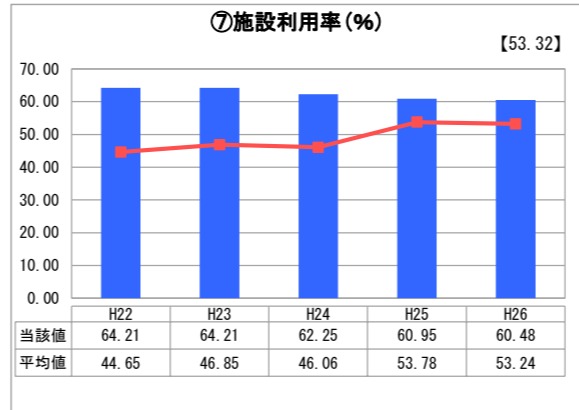
「債務残高」



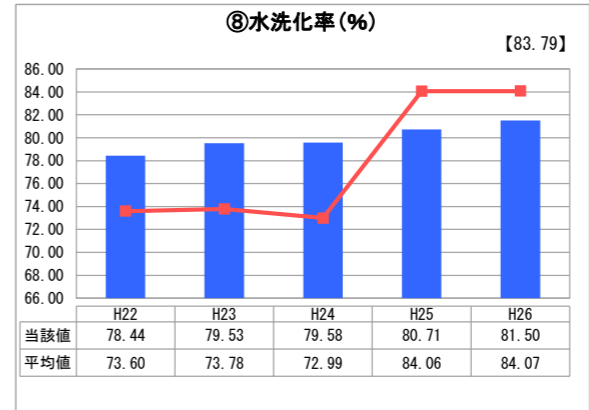
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

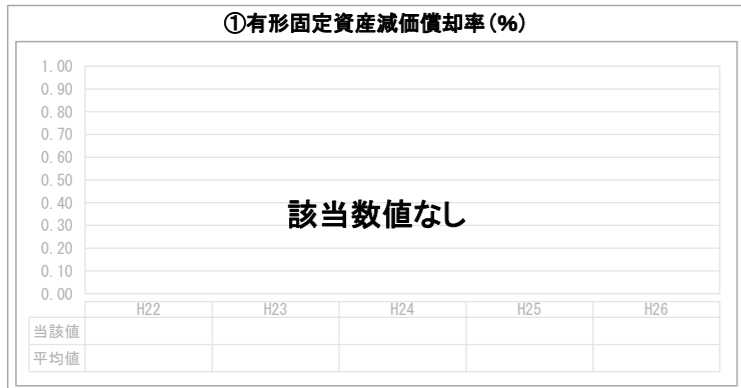


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

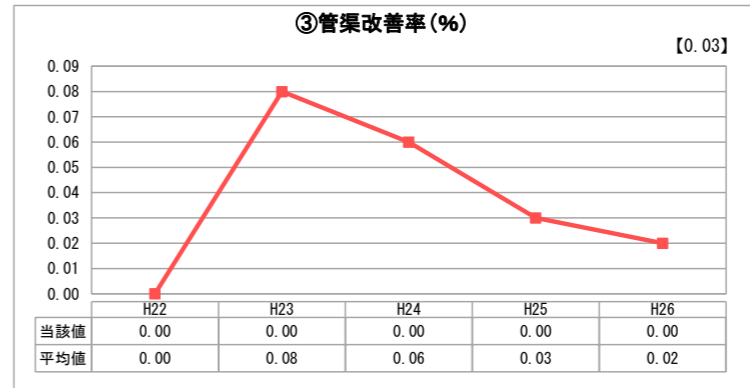
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ①使用料の改定や接続戸数の増加により、単年度収支については若干の改善傾向となっています。
- ④企業債残高は既に新設工事が完了していることもあり、類似団体と比較して低く抑えられています。
- ⑤使用料が増加しているものの、施設の老朽化に伴う修繕等が増加しており、経費回収率は減速しています。
- ⑥1㎡あたり汚水処理原価は類似団体と比較するとやや高い水準にあります。地理的要因や過疎化等による施設効率の低下に加え、処理設備の維持補修費が増加していることが原因と思われます。
- ⑦処理区域の過疎化に伴う有収水量の減速により、施設利用率も低下傾向にあります。
- ⑧水洗化率については接続戸数の増加に伴い、増進しています。

2. 老朽化の状況について

平成10年度からの供用開始で、管渠については比較的新しく、平成25年度に実施した管渠の機能診断においても異常は認められていません。

全体総括

当該事業において安定した経営を維持するためには使用料収入の確保が必須であり、これまでも市報等により下水道施設の重要性を啓発してきました。しかし地理的要因や過疎化の影響により、将来的な使用料収入の減少は避けられないものと思われます。

一方で農業排水施設は全6施設が稼働しており、最初に建設された大福浄化センターが18年を経過、各地区においても施設の老朽化が進み維持補修費も大きくなってきています。

将来の限られた財源の中で事故や機能停止を未然に防止し、安定した汚水処理事業を継続するため、平成25年度より機能強化対策事業(長寿命化)に着手しました。今後は計画的かつ効率的な維持補修を行い、繰入基準外の繰入に依存しない経営を目指します。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

経営比較分析表

福岡県 朝倉市

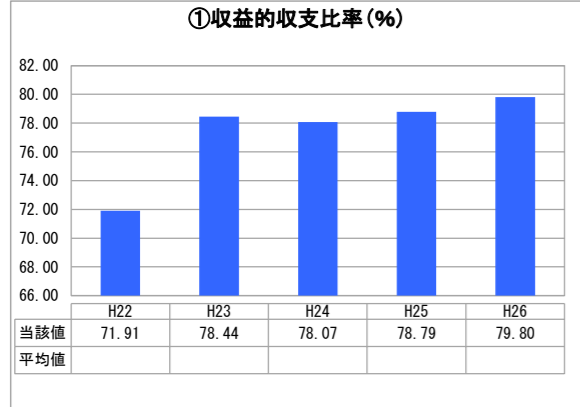
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	小規模集合排水処理	I3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	0.14	64.89

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
56,115	246.71	227.45
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
80	0.02	4,000.00

1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
4,320

グラフ凡例
 ■ 当該団体値(当該値)
 - 類似団体平均値(平均値)
 【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



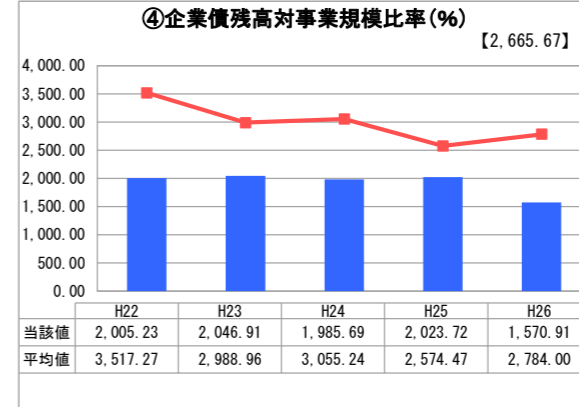
「単年度の収支」



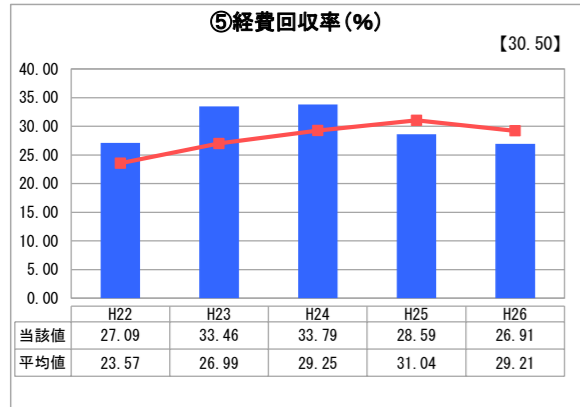
「累積欠損」



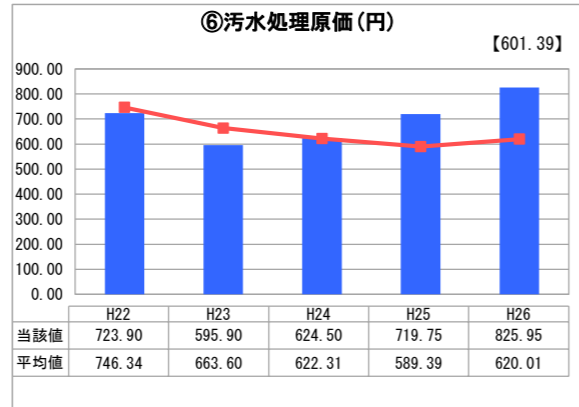
「支払能力」



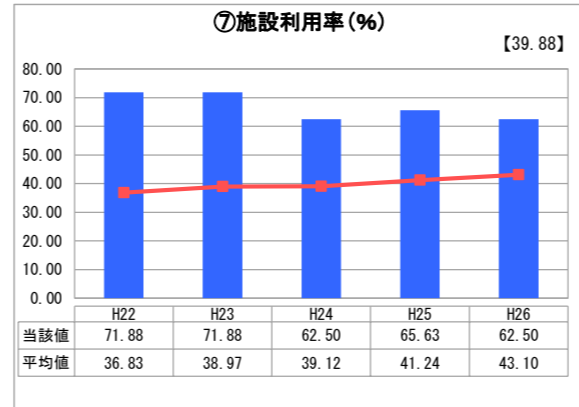
「債務残高」



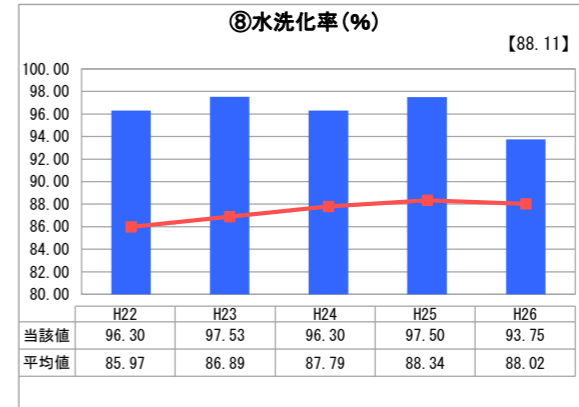
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

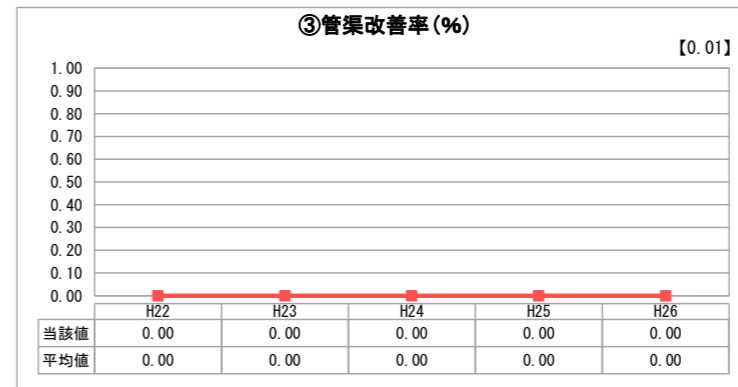
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率については全体推移において増進となつていますが、高資本対策費に要する経費への繰入など、繰入金の変動による影響を受けやすい傾向にあります。

④債務残高については既に新設工事を完了していることから類似団体と比較しても低い数値で安定しています。

⑤経費回収率については低い水準ではあるものの、類似団体並みで推移しています。

⑥汚水処理原価については類似団体並みではあるものの、繰入金による変動を受けやすい傾向にあります。

⑦施設利用率については類似団体よりかなり高い率を維持していますが、過疎化に伴う有収水量の低下により、減退しています。

⑧水洗化率については類似団体よりかなり高い率を維持していますが、過疎化による人口減により、減退しています。

2. 老朽化の状況について

平成16年度からの供用開始で、管渠については比較的新しく、老朽化していません。

全体総括

当該事業は限られた地域のみで行われている事業であり、非常に硬直性の高い事業といえます。使用料収入の増加が見込めない中で、経費削減等により可能な限り繰入基準外の繰入に依存せず、安定した経営を目指します。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

事業名 農業集落排水事業

区 分		H26		H27		H28							(単位:千円, %)		
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度		
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	314,570	322,430	318,505	317,880	317,636	317,304	316,881	316,218	315,560	314,469	309,806	305,505	
	(1)	営 業 収 益 (B)	93,956	94,831	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600
		ア 料 金 収 入	93,956	94,831	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		ウ そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2)	営 業 外 収 益	220,614	227,599	223,905	223,280	223,036	222,704	222,281	221,618	220,960	219,869	215,206	210,905	
		ア 他 会 計 繰 入 金	214,345	224,412	223,718	223,093	222,849	222,517	222,094	221,431	220,773	219,682	215,019	210,718	
		イ そ の 他	6,269	3,187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187
	2	総 費 用 (D)	196,481	204,042	193,143	185,508	181,085	177,628	172,934	168,141	163,283	158,364	153,434	148,587	
	(1)	営 業 費 用	135,212	145,908	138,200	133,700	132,413	132,139	130,877	129,629	128,392	127,168	125,957	124,757	
		ア 職 員 給 与 費	6,936	7,520	8,200	5,000	5,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
		イ ち 退 職 手 当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		イ そ の 他	128,276	138,388	130,000	128,700	127,413	126,139	124,877	123,629	122,392	121,168	119,957	118,757	
	(2)	営 業 外 費 用	61,269	58,134	54,943	51,808	48,672	45,489	42,057	38,512	34,891	31,196	27,477	23,830	
	ア 支 払 利 息	61,269	58,134	54,943	51,808	48,672	45,489	42,057	38,512	34,891	31,196	27,477	23,830		
	イ ち 一 時 借 入 金 利 息	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	イ そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	118,089	118,388	125,362	132,372	136,551	139,676	143,947	148,077	152,277	156,104	156,372	156,918		
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	40,121	38,810	50,817	67,657	71,252	37,568	37,098	36,579	36,067	35,463	34,083	32,787	
	(1)	地 方 債	-	-	8,500	14,400	16,100	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
		イ ち 資 本 費 平 準 化 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(2)	他 会 計 補 助 金	37,013	35,894	35,348	34,467	34,034	33,568	33,098	32,579	32,067	31,463	30,083	28,787	
	(3)	他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金	-	-	4,969	16,790	19,118	-	-	-	-	-	-	-	
	(6)	工 事 負 担 金	3,108	2,916	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	(7)	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2	資 本 的 支 出 (G)	158,210	163,698	178,379	200,029	207,803	177,244	181,045	184,656	188,344	191,568	190,455	189,705	
	(1)	建 設 改 良 費	1,793	4,147	15,550	33,200	37,250	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
		イ ち 職 員 給 与 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	156,417	159,551	162,829	166,829	170,553	174,244	178,045	181,656	185,344	188,568	187,455	186,705	
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
(5)	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-118,089	-124,888	-127,562	-132,372	-136,551	-139,676	-143,947	-148,077	-152,277	-156,105	-156,372	-156,918		

投資・財政計画
(収支計画)

事業名 農業集落排水事業

区 分	年 度	H26	H27	H28	(単位:千円, %)									
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
収支再差引	(E)+(I)	(J)	-	-6,500	-2,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-
積立金	(K)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	(L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度繰上充用金	(M)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(収益的支出に充てた地方債)	(M)	-	6,500	2,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実質収支	(N)-(O)	(P)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(Q)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤字比率	(Q)/(B)-(C) × 100		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率	(A)/(D)+(H) × 100		89.14%	88.68%	89.47%	90.22%	90.33%	90.18%	90.28%	90.40%	90.52%	90.64%	90.88%	91.12%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C) (S)	93,956	94,831	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600
地方財政法による資金不足の比率	((R)/(S) × 100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	90,463	93,956	94,831	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600
健全化法第22条により算定した資金不足比率	((T)/(V) × 100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他会計借入金残高	(W)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方債残高	(X)	2,974,468	2,821,417	2,669,288	2,516,859	2,362,406	2,190,162	2,014,117	1,834,461	1,651,117	1,464,549	1,279,094	1,094,389	
○他会計繰入金													(単位:千円)	
区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
収益的収支分		214,345	224,412	223,718	223,093	222,849	222,517	222,094	221,431	220,773	219,682	215,019	210,718	
	うち基準内繰入金	179,733	183,022	183,046	183,537	183,860	184,136	184,327	184,337	184,346	184,033	181,102	178,432	
	うち基準外繰入金	34,612	41,390	40,672	39,556	38,989	38,381	37,767	37,094	36,427	35,649	33,917	32,286	
資本的収支分		37,013	35,894	35,348	34,467	34,034	33,568	33,098	32,579	32,067	31,463	30,083	28,787	
	うち基準内繰入金	2,148	2,176	2,205	2,233	2,263	2,292	2,322	2,352	2,383	2,414	2,445	2,477	
	うち基準外繰入金	34,865	33,718	33,143	32,234	31,771	31,276	30,776	30,227	29,684	29,049	27,638	26,310	
合計		251,358	260,306	259,066	257,560	256,883	256,085	255,192	254,010	252,840	251,145	245,102	239,505	

投資・財政計画 (収支計画)

事業名 小規模集合排水事業

(単位:千円, %)

区 分		年 度												
		H26 前々年度 (決 算)	H27 前年度 (決 算)	H28 本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	8,697	8,139	8,314	8,281	8,249	8,215	8,181	8,147	8,111	8,075	8,038	8,001
	(1)	営 業 収 益 (B)	1,069	994	990	990	990	990	990	990	990	990	990	990
		ア 料 金 収 入	1,069	993	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他		1										
	(2)	営 業 外 収 益	7,628	7,145	7,324	7,291	7,259	7,225	7,191	7,157	7,121	7,085	7,048	7,011
		ア 他 会 計 繰 入 金	7,628	7,145	7,324	7,291	7,259	7,225	7,191	7,157	7,121	7,085	7,048	7,011
		イ そ の 他												
	2	総 費 用 (D)	5,678	5,072	5,208	5,111	5,013	4,912	4,810	4,706	4,599	4,491	4,380	4,268
	(1)	営 業 費 用	3,511	2,998	3,229	3,229	3,229	3,229	3,229	3,229	3,229	3,229	3,229	3,229
		ア 職 員 給 与 費												
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	3,511	2,998	3,229	3,229	3,229	3,229	3,229	3,229	3,229	3,229	3,229	3,229
	(2)	営 業 外 費 用	2,167	2,074	1,979	1,882	1,784	1,683	1,581	1,477	1,370	1,262	1,151	1,039
	ア 支 払 利 息	2,167	2,074	1,979	1,882	1,784	1,683	1,581	1,477	1,370	1,262	1,151	1,039	
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
	イ そ の 他													
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	3,019	3,067	3,106	3,170	3,236	3,303	3,371	3,441	3,512	3,584	3,658	3,733	
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	2,201	2,733	2,303	2,335	2,368	2,402	2,436	2,470	2,506	2,542	2,579	2,616
	(1)	地 方 債												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2)	他 会 計 補 助 金	2,201	2,733	2,303	2,335	2,368	2,402	2,436	2,470	2,506	2,542	2,579	2,616
	(3)	他 会 計 借 入 金												
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6)	工 事 負 担 金												
	(7)	そ の 他												
	2	資 本 的 支 出 (G)	5,220	5,800	5,409	5,505	5,604	5,705	5,807	5,911	6,018	6,126	6,237	6,349
	(1)	建 設 改 良 費		486										
		ウ ち 職 員 給 与 費												
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	5,220	5,314	5,409	5,505	5,604	5,705	5,807	5,911	6,018	6,126	6,237	6,349
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5)	そ の 他													
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 3,019	△ 3,067	△ 3,106	△ 3,170	△ 3,236	△ 3,303	△ 3,371	△ 3,441	△ 3,512	△ 3,584	△ 3,658	△ 3,733	

